

退職後に再就職される組合員の皆様へ!

<ご存じですか? 年金の一部支給停止...!>

退職共済年金または障害共済年金の受給権者が、民間会社や私立学校等に再就職し、厚生年金保険等の公的年金制度に加入した場合に、年金額の一部を支給停止されることがあります。

実際にどんな場合にどのような制限を受けるのか、またどのような手続きをすればよいか、下表でお知らせします。

勤務形態		再就職後の年金制度	共済年金との調整	提出書類
常勤の公務員 ・市町教育委員会の教育長 ・国の職員 等 (注1)参照		公務員共済年金制度 ・市町村職員共済組合 ・国家公務員共済組合	全額支給停止	●提出書類 ・「年金受給者再就職届書」 (公立学校共済組合理事長宛の様式) ・「年金証書」 ●提出先 新たに所属する共済組合へ提出する。 ●備考 再就職先を退職したときは、公立学校共済組合の期間に再就職の期間を加え、年金の改定を行い再就職後に加入していた共済組合から年金が支給されます。
再任用職員	フルタイム勤務職員 (週38時間45分勤務者) (注1)参照	公立学校共済組合	全額支給停止	●提出書類 ・再任用採用時は、提出書類なし。 ・再任用期間終了時は、退職共済年金改定請求書等、年金改定に必要な書類 ●提出先 所属所へ提出する。 ●備考 再任用期間終了後は、再任用の組合員期間を加算した退職共済年金に改定し、支給停止になっていた年金支給が開始されます。再任用期間終了時に年金改定請求書等を在籍する所属所宛送付します。
	短時間勤務職員 週31時間勤務者	厚生年金	所得 (再就職後の収入額等)により一部支給停止 (注2)参照 (注3)参照	●提出書類 「就職届書」 ●提出先 共済組合年金担当者宛 ●備考 「就職届書」は再就職後に、再就職先の証明を受け速やかに提出のこと。 「就職届書」の提出が遅れると退職共済年金の初回支給が遅れる場合があります。
		週19時間25分勤務者	適用なし	支給調整なし
臨時的任用職員 ・公立学校の代替講師、代替職員 ・市町の嘱託職員 ・諸団体の嘱託職員 等		厚生年金 (勤務形態により厚生年金に加入しない場合もあります。再就職先に確認願います。)	所得 (再就職後の収入額等)により一部支給停止 (注2)参照 (注3)参照	●提出書類 「就職届書」 ●提出先 共済組合年金担当者宛 ●備考 ・「就職届書」は再就職後に、再就職先の証明を受け速やかに提出のこと。 「就職届書」の提出が遅れると退職共済年金の初回支給が遅れる場合があります。 ・厚生年金、私立学校振興・共済事業団に加入しない場合は、支給調整が行われないため、「就職届書」の提出は必要なし。
民間企業		私立学校振興・共済事業団		
自営業		60歳未満は国民年金に加入	支給調整なし	●提出書類 提出書類なし。

(注1) 退職後1日以上の間を空けて常勤の公務員またはフルタイム勤務者として再就職した場合は、「年金受給権者再就職届書」を再就職先の共済組合に提出してください。(用紙は、公立学校共済組合本部ホームページからダウンロードできます。)

